

(一社)日本環境アセスメント協会活動における 新型コロナウイルス感染拡大防止ガイドライン

2020年10月

(一社)日本環境アセスメント協会

1. はじめに

本ガイドラインは、政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針、令和2年3月28日（令和2年5月4日変更）、新型コロナウイルス感染症対策本部決定」や「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言、2020年5月4日、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議」などをふまえ、一般社団法人環境アセスメント協会（JEAS）の活動並びに各種行事などにおいて、新型コロナウイルス感染予防対策として、事務局および主催者として留意、実施すべき基本的な事項を整理したものである。

協会活動の実施に当たっては、本ガイドラインを参考とするとともに、活動実施の判断においては、引き続き、活動地域の感染状況や知事の要請をふまえて、適切に対応していくものとする。

本ガイドラインは、新型コロナウイルス感染症の感染リスクが低減し、早期診断から重症化予防までの治療法の確立、ワクチンの開発などにより、協会活動の関係者の健康と安全・安心を十分確保できると考えられる段階までの活動に用いられるものとし、感染症の動向や国・自治体の各種方針の改訂等に基づき、適宜必要な見直しを行っていくものとする。

2. 感染防止の基本的な考え方

協会は、その活動における感染防止対策の取り組みが、協会会員や関係団体と社会全体の感染症拡大防止に繋がることを認識した上で、対策に係る体制を整備し、個々の活動の特性に応じた感染リスクの評価を行い、それに応じた対策を講ずる。また、協会は、職員及び委員、イベント参加者などへの感染拡大を防止するよう、通勤形態や移動などへの配慮、個人の人々の感染予防策の徹底、職場環境の対策の充実などに努めるものとする。

3. 講じるべき具体的な対策

3.1 基本原則と各場面での共通事項

- ▶ 関係者の中に無症状感染者がいる可能性があることを踏まえ、常に感染拡大の防止を心がけた行動を行う。
- ▶ 検温を含め、日々の健康チェックを行う。発熱時や体調不良の際には自宅待機・療養などを行う。
- ▶ 密集、密接、密閉の「3密」を回避する。

- 身体的距離をできる限り 1m 以上確保する。
- 会議、打合せ、執務時など、あらゆる場面において、出来るだけマスクを着用する。
- 入室時、休憩後など、手洗いや手指消毒をこまめに行う。
- 会議の前後で窓、扉を開ける、換気扇を使用するなど、部屋の換気をこまめに行う。
- 他人と共用する物品や手が頻回に触れる箇所を工夫して、出来るだけ少なくする。
- 感染が流行している地域からの移動、地域への移動は出来るだけ控える。
- 過去 2 週間以内に発熱や感冒症状で受診や服薬などをした方、感染拡大している地域や国への訪問歴が 14 日以内にある方は、事務所やイベント会場等への入室を控えてもらう。
- 会議や打合せ等は、出来るだけ対面を避け、電話やオンラインを活用する。
- 外勤時や出張時には、訪問場所、経路、時間、面会相手などを記録に残しておく。
- 各種イベント後などで「3密」を回避できない可能性のある交流会や懇親会などは行わない。
- 事務所の外では、利用する施設の感染防止対策（ガイドライン）や案内等に従うこととする。

3.2 活動場面ごとの対策

① 会議や打合せを含む事務所内における「日常業務」

「3.1 基本原則と各場面での共通事項」の他、以下の事項に配慮する。

- テレワーク、時差出勤など、様々な勤務形態の検討を通じ、通勤頻度を減らし、公共交通機関の混雑緩和を図る。
- 取引先などを含む外部関係者の立ち入りについては、必要性を含めて検討し、立ち入りを認める場合には、当該者に対して、職員に準じた感染防止対策を求める。
- 飛沫感染防止のため、座席配置などは広々と設置する。仕切りのない対面の座席配置は避け、可能な限り対角に配置する、横並びにするなどの工夫を行う。
- 各会議室は、収容人数の半分を目安として利用する(協会事務局の会議室の場合は、最大 10 名を定員とする)。
- 対面の会議については、参加の必要性を検討したうえで、参加する場合は、最小人数とし、マスクを着用する。

② 日々の協会業務や行事での「飲食や喫煙、トイレなど」

「3.1 基本原則と各場面での共通事項」の他、以下の事項に配慮する。

- 狭い空間に複数が集まった喫煙、飲食を行わない。
- トイレに蓋がある場合、蓋を閉めてから汚物を流すよう表示する。
- ハンドドライヤーは利用を止め、共通のタオルは禁止し、ペーパータオルを設置するか、個人用タオルを職員に持参してもらう。

③ 各種セミナー、アセスメント士認定試験など、研修施設などを利用した「行事の実施」

「3.1 基本原則と各場面での共通事項」の他、以下の事項に配慮する。

- 利用する各施設の感染防止対策（ガイドライン）、案内などに従うことを基本とする。
- 受付の際には、参加者に対して検温を行い、最低1mの間隔を空けた整列を促すなど、人が密集しないよう工夫する。
- 受付では、非接触性の体温計などを使い、参加者等の検温を行う。
- 受付では、ビニールカーテンを設置するなど、飛沫防止に努める。
- 受付スタッフは、マスクを着用する。また、現金や各種の書類を扱う場合には、可能な範囲で手袋を着用する。
- 参加者、講演会関係者に対して、来場者から感染者が発生した場合など、氏名及び緊急連絡先の情報を保健所などの公的機関に提供する可能性があることを事前に周知する。
- 施設規模に応じた人数制限を検討する。前後左右の席間を最低1m（出来るだけ2mを目安に）開けるよう工夫し、物理的に密な環境を作らない配慮を行う。
- 講演などの開始前後、休憩時間の「3密」を避けるよう、事前および開催中にアナウンスを行い注意喚起する。
- 参加者、聴講者に対してもマスクの着用を依頼する。また、登壇者やスタッフも出来るだけマスクを着用する。
- 座席は、原則として指定する（着席できる座席に印をつけるなど）。
- 資料・パンフレットなどの配布物は、手渡して配布せず据置き方式とする。
- 直接手で触れることができる展示物などは原則展示しない。
- 周囲への騒音などの影響を勘案した上で、可能な範囲で窓を開けるなど換気を心掛ける。終了後には、窓及び出入口扉を30分程度は開放する。
- 講演、ディスカッションは出来るだけマイクを使用する。マイクで発言する際にも出来るだけマスクを着用する。また、マイクは使用後に消毒する。

④ 室内、野外、研修ルームなどの施設を利用し、かつ交通機関を利用した移動を伴うことが想定される「野外セミナーの実施」

「3.1 基本原則と各場面での共通事項」の他、以下の事項に配慮する。また、研修施設を利用する場合は、「③各種セミナー、アセスメント士認定試験など、主に協会以外の研修施設などを利用して実施する「行事の実施」」で示した対策を行う。

- 旅行業者を利用する場合、原則として適切な感染防止対策を取っている旅行サービス提供事業者に限定する。
- セミナーの実施場所及び経路等は、地域の感染状況を調査した上で企画立案する。
- セミナーの実施においては、適切な感染防止対策の実施を含めた旅程管理を行う。
- スタッフは、参加者数に応じたマスクや消毒液などの予備を携行する。
- セミナー途中で体調が悪くなったスタッフ及び参加者は、必要に応じて帰宅させ

る。また、その場合の移動手段を予め想定した計画を立案しておく。

⑤ 貸し切りバスなどの利用（主に野外セミナー）

「3.1 基本原則と各場面での共通事項」の他、以下の事項に配慮する。

- 利用するバスの感染防止対策（ガイドライン）、案内などに従う。
- バスの乗車時・再乗車時には手指消毒を行う。
- 通路での滞留が起きないように、乗車時の小グループに分かれての乗車、降車時の順次の離席を心掛ける。
- 乗車中にも出来る限りマスクを着用する。
- 会話、特に大声による会話をできる限り控えるよう心掛ける。
- バス運行に支障の無い範囲で窓を開けるなど、十分な換気を心掛ける（バス会社の指示に従う）。
- トイレ付車両では、使用後の便器の蓋閉を心掛ける。
- ゴミは、エチケット袋などに入れ、原則として持ち帰る。
- 利用者が新型コロナウイルス陽性と診断された場合には、利用した旅行会社やバス会社へ速やかに連絡する。

⑥ 専門家へのヒアリングや講師派遣など、職員などが「訪問する各種会合」など

「3.1 基本原則と各場面での共通事項」の他、以下の事項に配慮する。

- 自宅、企業（団体）、研究室などを訪問する場合は、事前に訪問の許可を得るよう努める。
- なるべく対面や至近距離とならないよう座席などを工夫する。
- 対面で会話を行う際には、直前に手指を消毒し、マスクやフェイスシールドの着用を徹底する。可能であれば、相手にもマスクやフェイスシールドを提供し、着用を求める。
- マスクやフェイスシールドを外した後は、手洗い、手指の消毒を徹底する。

⑦ 公共交通機関を利用した移動

「3.1 基本原則と各場面での共通事項」の他、以下の事項に配慮する。

- 利用する公共交通機関の感染防止対策（ガイドライン）、案内などに従う。
- 職員などに対し、通勤途中のマスクの着用、咳エチケットを促す。
- エレベーターなど密閉空間になる施設を利用する場合は極力会話をしない。

4. 感染者が確認された場合の対応

4.1 職員等の感染が確認された場合

- 保健所、医療機関の指示に従う。
- 感染者の行動範囲を踏まえ、感染者の勤務場所を消毒し、同勤務場所の職員に自宅待機させることを検討する。
- 感染者の人権に配慮し、個人名が特定されないことがないよう留意する。なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を目的とした個人データについては、個人情報保護に配慮し、適正に取り扱う。
- 事務所内で感染者が確認された場合の公表の有無・方法については、個人情報保護に配慮しつつ、公衆衛生上の要請も踏まえ、実態に応じた検討を行う。
- また、協会が主催した行事などを調査し、濃厚接触者の可能性がある者に対して必要な情報提供を実施する。

4.2 テナントビル内に同居する他社の職員で感染が確認された場合

- 保健所、医療機関およびビル貸主の指示に従う。

5. 職員に対する感染防止策の啓発など

協会は、職員に対し、感染防止対策の重要性を理解させ、日常生活を含む行動変容を促す。このため、これまで新型コロナウイルス感染症対策専門家会議が発表している「人との接触を8割減らす10のポイント」や「『新しい生活様式』の実践例」を周知するなどの取り組みを推進する。

公共交通機関や研修施設など公共施設を利用する職員には、マスクの着用、咳エチケットの励行、車内など密閉空間での会話をしないことなどを徹底する。

新型コロナウイルス感染症から回復した職員やその関係者が、事業場内で差別されることなどがないう、職員に周知啓発し、円滑な職場復帰のための十分な配慮を行う。さらには、医療関係者、海外からの帰国者、その家族、児童などの人権に配慮することも徹底する。

発熱や味覚・嗅覚障害といった新型コロナウイルス感染症にみられる症状以外の症状も含め、体調に思わしくない点がある場合、濃厚接触の可能性がある場合、あるいは、同居家族で感染した場合、各種休暇制度や在宅勤務の利用を奨励する。

過去14日以内に政府から入国制限されている、または入国後の観察期間を必要とされている国・地域などへの渡航並びに当該在住者との濃厚接触がある場合、自宅待機を指示する。取引先企業や団体にも同様の取り組みを促すことを検討する。

以上